

一般社団法人高知県漁業就業支援センター 漁船リース事業実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下「センター」という。）が、「広域浜プランの策定及び関連施策の連携について（平成28年1月20日付け27水港第2627号農林水産事務次官依命通知）」の規定に基づく広域浜プラン（以下「広域浜プラン」という。）において中核的漁業者として位置づけられた漁業者が、広域浜プランに定められた競争力強化の取組みを推進するために必要な漁船（以下「漁船」という。）を共同で利用する施設としてリース方式にて円滑に導入出来るように支援することで、当該漁業者の持続可能な収益性の高い操業体制への転換を推進することを目的とする。

(リース事業)

第2条 リース事業とは、国の水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業のうち、浜の担い手漁船リース緊急事業（以下「担い手事業」という。）及び漁船漁業構造改革緊急事業（以下「構造改革事業」という。）において次条に定める中核的漁業者が必要とする漁船をセンターが取得し、リースにより当該中核的漁業者に貸付けを行う事業のことをいう。

(漁船の借受者)

第3条 リース事業における漁船のリースの対象となる者（以下、「対象者」という。）は、広域浜プランにおいて以下の要件を満たす中核的漁業者として広域水産業再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会（以下「広域委員会」という。）の認定を受けた者で、センターの会員である漁業協同組合に所属する組合員とする。

(1) 個人経営体においては、原則55歳未満の者とする。ただし、45歳未満の後継者が確保されている場合においてはこの限りではない。

(2) 法人経営体においては、将来にわたり経営が安定的に継続することが見込まれていること（原則、償却前利益が確保されていること。）。

2 対象者は、センターが設置する信用審査会において与信状況の把握及び資金計画の妥当性の確認を行い、リース料の支払いに特段の支障がないことと認められる者であるものとする。

3 対象者は、第11条で定めるリース契約並びに担い手事業においてセンター及び一般社団法人水産業構造改革サポート（以下「構造改革サポート」という。）と「リース物件の転貸借に関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結する者であるものとする。

(リース対象漁船)

第4条 リース事業により導入されるリース対象漁船は、中核的漁業者へのリースを目的としてセンターが取得する漁船とし、以下に掲げる要件を満たす漁船とする。

- (1) 取得価額（中古漁船においては売買契約書に定められた売買代金に必要な改修（機関換装、漁労設備の更新、船体の修繕等）を行った費用を加えた額、新造船においては造船請負契約書に定められた建造代金をいう。）が同船型の相場と比較して不当に高額でないことが、担い手事業又は構造改革事業により導入される漁船の取得価格の妥当性の審査等を行う委員会（以下「価格審査委員会」という。）により確認されたものであること。
 - (2) 同じ地区で同一種類・同規模の漁業を営む他の漁業者の実態等と照らし合わせ、過度な装備を排除していること。
- 2 リース対象漁船は、原則として国内の漁業者等からの買取により調達される中古漁船（買取後、必要な改修を行ったものとする。以下同じ。）とする。ただし、以下の場合に限り、新造船も認めることとする。
- (1) 十分な努力を払ったにもかかわらず、必要とする規模・仕様の中古漁船の調達ができない場合
 - (2) 取得・改修費用が同規模・仕様の新たに建造する漁船の取得費用を超える場合

（再貸付け）

第5条 センターは、担い手事業により取得したリース対象漁船については、構造改革サポートに貸付け、構造改革サポートがこれを漁船の借受者に再貸付けすることとする。

（事業の提案）

第6条 漁船のリースを希望する者（以下「借受候補者」という。）は、国等の定めにより作成した事業提案書を広域委員会を経由してセンターに提出するものとする。

2 借受候補者が広域委員会へ前項の事業提案書を提出する際には、センターの会員である又はセンターの会員となる予定である所属漁協（以下「所属漁協」という。）は、事業提案が適当であることを認めたことが分かる書類を付すこととする。また、所属漁協がセンターの会員でない場合は、センターに入会する予定であることが分かる書類を併せて提出することとする。

（事業対象者の決定）

第7条 センターは、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水・漁機構」という。）が定める水産業競争力強化緊急事業業務要領（以下「業務要領」という。）等に基づき事業対象者の選定を行い、理事会により事業対象者を決定する。

2 センターは、事業対象者の選定を行うために必要な事項について調査等を実施することとし、借受候補者はこれに応じなければならない。

3 借受候補者の所属漁協は、前項に定める調査に協力することとする。また、センターが所属漁協の意見を求めることが必要なときには、所属漁協はこれに応じなければならない。

- 4 事業対象者の決定後、センターは速やかに所属漁協に対し、決定内容について通知するものとする。
- 5 決定内容の通知のあった所属漁協は、通知後速やかに借受候補者に報告することとする。

(リース漁船の決定)

- 第8条 センターは、リース対象漁船を選定するにあたり、第4条を満たすことを確認するために必要な作業を行うこととし、借受候補者の所属漁協はこれに協力しなければならない。
- 2 センターは、前項の作業後、リース対象漁船の価格等の書類を価格審査委員会に提出し、同委員会が当該漁船の取得価格が適切な水準であると認めることで、当該漁船は第4条第1項第1号に定める事項を満たす漁船であることを確認する。
 - 3 前項により確認された漁船のうち、前条第1項により決定した事業対象者へリースする予定である漁船をセンターのリース漁船として決定する。
 - 4 第1項及び第2項については、借受候補者からの要望に基づき実施することができる。

(リース計画書の提出)

- 第9条 センターは、前条によるリース漁船の決定後、国が定める水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書（以下「リース計画書」という。）及び添付書類を作成し、水・漁機構に提出する。ただし、担い手事業により取得するリース漁船に係るリース計画書については、高知県へ提出することとする。
- 2 センターは、前項の計画書及び添付書類の作成について、事業対象者の所属漁協に依頼することができる。

(助成金の交付申請)

- 第10条 センターは、水・漁機構がリース計画書を承認したことについて、水・漁機構より又は高知県を通じて通知があった後、水・漁機構及び市町村に対し助成金の交付申請を行う。

(リース契約)

- 第11条 センターは、助成金の交付決定後、担い手事業によるリース事業については構造改革サポートと、構造改革事業によるリース事業については事業対象者（以下「借受者」という。）と以下の事項を定めた契約（以下「リース契約」という。）を締結し、構造改革サポートは借受者と同様の事項を定めた契約を締結するものとする。

(1) リース期間

リース漁船のリース期間は、原則として法定耐用年数（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）又は減価償却資産の耐用年数等に

関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数）以上とし、漁船取得に係る融資の償還期間を参考として、借受者と協議して決定する。

(2) リース期間終了後のリース漁船の取扱い

リース期間終了後のリース漁船の取扱いについては、センター及び借受者の協議により、リース契約に定めておくものとする。

(3) 途中解約の禁止

借受者は、原則として、リース期間中のリース契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ずリース期間中にリース契約を解約する場合の取扱いについては、センター及び借受者の協議により、リース契約に定めておくこととする。

(4) リース漁船の維持管理等

ア 借受者は、善良なる管理者の注意をもってリース漁船を維持管理し、使用しなければならない。

イ リース漁船の維持管理及び使用のために必要な経費は、借受者が負担するものとする。

ウ 借受者は、リース漁船をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目のいかんにかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。

(リース料)

第 12 条 リース料は、リース漁船の取得価額から国等のリース漁船の取得に要する経費の助成額を控除して得た額（以下「助成残額」という。）及び助成残額の支払いのためにセンターが金融機関から借り入れた資金の借入利息及び債務保証に要する保証料額の総額とする。

2 センターは、借受者から支払われたリース料を、リース漁船の取得のために金融機関から借り入れた資金の償還に充てることとする。

(負担金)

第 13 条 リース事業の実施にあたり必要な以下の経費については、次項に定める期日までに借受者がセンターへ納入しなくてはならない。

(1) リース漁船の取得に要する資金調達のため、1 年未満の期間でセンターが金融機関より借り入れる資金の借入利息

(2) 第 12 条において助成残額の支払いのためにセンターが金融機関から借り入れた資金の額と助成残額の差額

(3) センターがリース漁船の取得に関し金融機関と結ぶ貸借契約に必要な収入印紙

(4) リース漁船を漁船登録する際に必要な漁船登録手数料

(5) その他センターがリース事業の実施にあたり必要と認めた経費

2 前項に定める経費の納入期日はセンターが指定する日とする。

3 センターは、借受者に対し、第 1 項に定める経費の納入について、納入額及びその内訳、納入期日並びに納入方法等を事前に通知するものとする。

4 前項の通知は、借受者の所属漁協を通じて行うものとし、所属漁協は借受者が第

1 項に定める経費を遅滞なく納入できるよう指導・助言することとする。

(リースの開始)

第 14 条 センターは、当該借受者に対するリース漁船の完了検査を行い、取得したら借受者からリース物件借受証の提出を受け、リースを開始するものとする。

2 センターは、リース漁船の取得及びリースの開始に際し、必要に応じて借受者の所属漁協に状況を確認するよう依頼するものとする。

3 前項の依頼を受けた所属漁協は、状況の確認後、ただちにセンターに報告することとし、センターが事業の円滑な執行に支障が生じる又はその恐れがある状況であると判断した場合は、改善に向けた対応をとるよう当該所属漁協に対し依頼するものとする。

(事業実施報告)

第 15 条 センターは、漁船のリース契約を締結した年の翌年以降水・漁機構が定める間、借受者の年間の漁業所得又は償却前利益の状況を水・漁機構に対し毎年報告する。

2 借受者の所属漁協は、センターが行う前項の報告に必要な書類をセンターが指定する期日までにセンターに提出しなければならない。

(事業評価及び改善計画)

第 16 条 広域委員会が設置する事業評価委員会において、借受者の5年間の成果目標が未達となった場合又は未達成となる可能性が高いと評価され、事業評価委員会より改善策の提言があった場合は、事業の改善計画を作成しなくてはならない。

2 前項の改善計画については、当該借受者の所属漁協と借受者が協議の上、センターへ提出するものとする。

3 センターは前項により提出のあった改善計画が適当であると認めたときは、広域委員会の承認を得た上で水・漁機構へ提出する。

(会員の助言)

第 17 条 借受者の所属漁協は、借受者が第 11 条に基づき締結するリース契約を遵守しリース漁船を適切に管理するよう、また、借受者が5年間の成果目標を確実に達成できるよう、借受者の状況を把握し、必要に応じ助言を行うこととする。

2 借受者の所属漁協は、借受者がリース契約に違反する恐れがある、また5年間の成果目標の達成が困難になる恐れがあると判断した場合は、速やかにセンターに報告するとともに、改善に向けた助言を行うこととする。

3 センターは、借受者の所属漁協から前項の報告があった場合、必要に応じて高知県に報告し、指導及び助言を受けなければならない。

(リース料等の支払)

第 18 条 借受者は、リース契約に基づきリース料・利息・保証料（以下「リース料等」という。）を、担い手事業においては構造改革サポートへ、構造改革事業においてはセンターへ支払う。また、構造改革サポートは、リース契約に基づき、リース料等をセンターへ支払う。

2 リース料等の延滞となった場合、借受者は延滞開始後原則 3 ヶ月以内に改善計画を作成しなければならない。また、センター及び借受者の所属漁協は、関係団体と協議の上、借受者の経営継続及び改善計画の策定等のために、最大限の支援を行わなければならない。

3 リース料の延滞となった場合、センターは、借受者に対し、速やかなリース料等の支払いについて借受者への督促及び指導を行うこととし、借受者の所属漁協はこれを支援することとする。

（その他）

第 19 条 本要領に定めるほか、リース事業の実施に必要な事項については、センターの理事会において決定することとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。